

連携システムの構築に向けて考えること

—— 多様な特殊教育センターの役割分担と階層性について ——

木 船 憲 幸

（福岡教育大学）

要旨：特殊教育のセンター機能を果たす学校教育機関としては、研究所、大学、教委育委員会設置のセンター、特殊教育諸学校、特殊学級及び通級指導教室と多様なものがある。ライフサイクルに応じた一貫性のある教育相談支援システムの構築する視点として、これらの多様な特殊教育センターの役割分担とシステム構成における階層性について考察・提案した。

見出し語：多様な特殊教育センター、ネットワーク、役割分担、階層性

はじめに

「ライフサイクルに応じた一貫性のある教育相談支援—家庭養育から学校教育に至る教育相談を中心に—」というテーマに基づいて、教育相談支援システムの構築について考えるために必要な視点をあげると以下の5点が考えられる。

- ① 「家庭養育から学校教育に至る相談」のシステムが必要
- ② 学校教育のためのセンター（本論では、特殊教育センターと称する）には、多様なものがある。
 - 1) 特別支援教育のナショナルセンターとして位置づけられている国立特殊教育総合研究所
 - 2) 大学に設置されているセンター及び都道府県或いは政令指定都市教育委員会が設置しているセンター
 - 3) 特殊教育諸学校
 - 4) 特殊学級或いは通級指導教室
- ③ 多様な特殊教育センターを内包するシステムの拠点となる1つの組織（センター）が必要
拠点となる組織(センター)としては、特別支援教育のナショナルセンターとして位置づけられている国立特殊教育総合研究所があげられる
- ④ 多様な特殊教育センターの機能役割分担と階層
- ⑤ 家庭養育のためのセンター（医療・福祉機関等）と特殊教育センターとの連携

本論では、上記の②から④までの「多様な特殊教育センター、その機能と階層性—学校教育に関する相談支援機能—」について焦点化して考察する。①及び⑤で示した「家庭養育から学校教育に至る相談のシステム」の重要な一翼をになう医療福祉関係機関及びそれらの機関と特殊教育センターとの関係については、ここではとりあげない。本論での考察の観点は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 特殊教育センターとは—その多様性2. 多様な特殊教育センターの役割分担と階層の必要性3. 学校教育機関である特殊教育センターに求められるべき役割4. ネットワークを構築していく際の一般的配慮 |
|---|

1. 特殊教育センターとはーその多様性

1) ここでいう特殊教育センターとは

多様な特殊教育センターがある。センターという名称でなくても、センター機能を果たすものとしては以下のものがあげられる。

- ・国立特殊教育総合研究所
- ・大学のセンター
- ・県教委・政令指定都市教委等の教委管轄のセンター
- ・特殊教育諸学校（学習指導要領にあるセンター機能を果たすという意味での）
- ・特殊学級、通級指導教室

2) 多様な特殊教育センターの特色と担うべき役割

(1) 国立特殊教育総合研究所

特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が平成14年10月にまとめた「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ案）」では、国立特殊教育総合研究所の在り方等について以下のように述べている。「国立特殊教育総合研究所は、（中略）我が国の特殊教育のナショナルセンターとしての機能を高めることが必要であり、（中略）国内外の大学、研究機関等とのネットワークの構築により効果的かつ効率的に研究を実施するための組織体制の構築が重要であり、（中略）地方自治体、関係機関の取組を補完する、または、支援する機能を有するとともに、関係機関とのネットワークを通じて共同研究・事業の企画、調整を行う役割を担う機関として、我が国全体を視野に入れて、特別支援教育の研究や研修を総合的に推進していくという視点が重要である。」これらの記述は、ナショナルセンターとしての国立特殊教育総合研究所に対して地域への密着性よりも国全体のセンターとして総合的全体かつ基幹センターとしての役割が求めていると考えることができる。つまり、国立特殊教育総合研究所を「多様な特殊教育センターを内包するシステムの基幹組織としての役割」を担う機関として位置づけることができる。システムの基幹組織としての国立特殊教育総合研究所は、①各種の特殊教育センターとのネットワークの構築と連絡調整、②教育相談に関する情報提供、③教育相談機関やその活動及び研究に関するデータベースの構築、④教育相談活動の研究、⑤共同研究・事業の企画・調整、⑥研修の企画・調整、等の多様な役割を、我が国全体を視野に入れて果たすことが求められる。

(2) 大 学

大学には、特殊教育に関するセンターと特殊教育に関する教員養成課程が設置されている大学とそのようなセンターは設置されていないが特殊教育に関する教員養成課程が設置されている大学がある。どちらの大学も特殊教育に関するセンター機能を発揮することが望まれる。その場合、大学は国立特殊教育総合研究所と同様の役割を果たすことが期待されるが、国立特殊教育総合研究所と異なり比較的限定された地域、つまり大学の設置されている県やブロック（例えば、九州ブロック）をにらんだ対応が求められる。その点で、上記の①から⑥までの役割の内容も県やブロックの実情やニーズに見合ったものが求められる。

国立特殊教育総合研究所も大学も、研究・教育(教員養成・現職教員研修)機関であることや教育相談にあたることのできるスタッフの量や質を生かして、教育相談に関する具体的な内容としては、評価・検査、指導、学校制度、教育関係法律、就学相談等の幅広い分野をカバーすべきである。

(3) 都道府県教育委員会・政令指定都市教育委員会等が設置しているセンター

既に取りあげた「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ案）」では、地域における教育、医療、福祉等の連携支援体制の構築について、「盲・聾・養護学校は、各地域においてその専門性を十分発揮してセンター的役割を果たしていくことが期待され、都道府県教育委員会等においては、関係部局と連携しながら全体的な企画調整を積極的に進めていく必要がある。また、国は、このような各都道府県、各地域の取組を支援していくため、（中略）」と述べている。つまり、都道府県教育委員会等の設置するセンターの役割は、基幹センターである国立特殊教育研究所及び地域の研究教育機関である大学と連携しながら、県下全体或いは政令指定都市全体といった地域を視野に入れて、地域に密着した特殊教育センターとしての盲・聾・養護学校を支援することにあると言える。

(4) 特殊教育諸学校

平成11年3月告示の盲・聾・養護学校の学習指導要領等においては、盲・聾・養護学校は、「地域の実態や家庭の要請等により、障害のある幼児児童生徒又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること」と規定されている。また、上述の「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ案）」では、「地域における障害のある児童生徒等の教育のセンター的機能を有する学校へ」と題して、以下のように述べている。「（中略）小・中学校等において専門性に根ざしたより質の高い教育を行うためには、盲・聾・養護学校は、これまで蓄積した教育や指導上の経験やノウハウを活かして地域の小・中学校等における教育について支援を行うなどにより、地域における教育の中核的機関として機能することが必要である。（中略）地域の小・中学校等に在籍する児童生徒やその保護者に対する相談、個々の児童生徒に対する計画的な指導のための教員への個別の専門的・技術的な相談、地域の小・中学校への巡回による指導など地域の小・中学校への教育的支援を積極的に行うことにより、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが重要である。（中略）盲・聾・養護学校においては、教育相談の専門の部署を設ける等によりこれらの業務を積極的に行い、（中略）」。つまり、盲・聾・養護学校は、障害児のための学校教育機関としての蓄積されたノウハウと担当校区或いは近隣の校区という比較的限定された範囲内で小・中学校への支援を行うことが求められている。特に、地域に密着できるという利点を生かした役割を果たすべきである。

(5) 特殊学級、通級指導教室

特殊学級と通級指導教室に関しては、学習指導要領においても前述の今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ案）においてもセンター機能について述べられていない。しかし、特殊教育の重要な部分を担う組織として、事実上教育相談等のセンター機能を果たしたり期待されている実情がある。しかし、特殊学級と通級指導教室単独では、教育相談機能を全うすることはかなり困難であり、近隣の特殊教育諸学校や教育委員会設置のセンター等の強力な支援が必要である。また、特殊学級や通級指導教室の設置されている学校の校内体制も重要である。

2. 多様な特殊教育センターの役割分担と階層の必要性

「1. 特殊教育センターとは－その多様性」で考察したように、国立特殊教育総合研究所から通級指導教室といった多様な特殊教育センターがあり、それぞれの特色と担うべき役割がある。それぞれの特

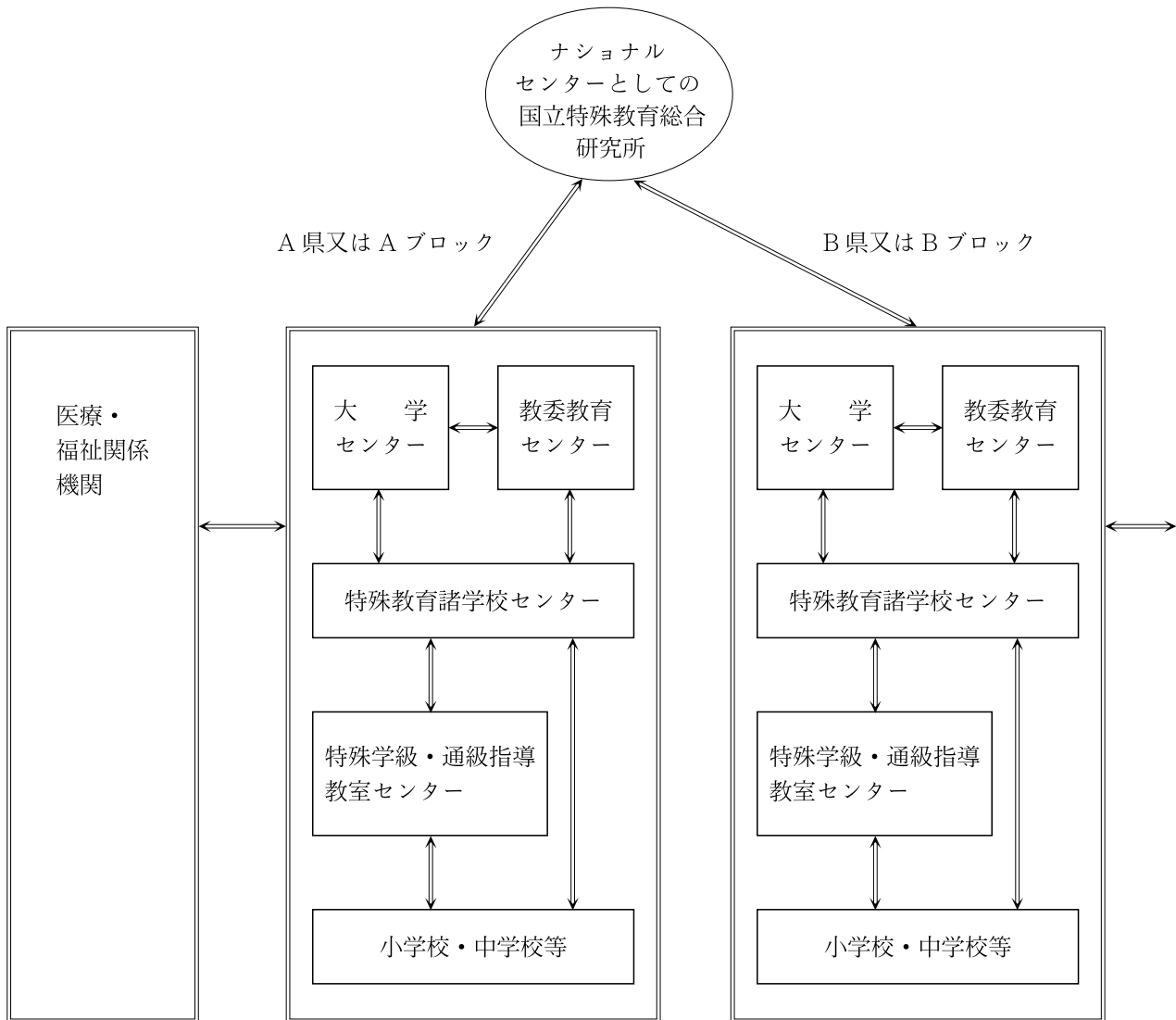


図1 多様な特殊教育センターの階層性のイメージ

表1 多様な特殊教育センターの役割分担と階層性

	各種の特殊教育センター	機 能 役 割 分 担
国	ナショナルセンター	行政施策のための基礎研究 教員養成、現職研修 基礎・臨床研究 システムの運営 システムの運営 情報提供 データベースの構築
	大学センター	
県 政令市	教委教育センター	
	特殊教育諸学校	
市町村	通級指導教室 特殊学級	障害者・保護者等への対応 (教育相談、評価、指導等)

色を十分に発揮しながら役割分担を行い、学校教育に関する教育相談の機能的システムとしてのネットワークを構築するためには、システムを階層的に構築する必要がある。その教育相談システムの階層性のイメージを図1に示した。また、図1に基づいたそれぞれの特殊教育センターの役割分担の例を表1に示した。

3. 学校教育機関である特殊教育センターに求められるべき役割

国立特殊教育総合研究所をはじめとして、大学・教育委員会設置のセンター・特殊教育諸学校・特殊学級及び通級指導教室は、学校教育機関であるという点で共通している。学校教育機関であるという特色を生かした役割を果たすべきであり、また、この特色を生かした役割を果たさない限り特殊教育センターとそのネットワークの存在意義はないと言える。医療・福祉等の関連領域に関する相談と支援は医療・福祉等の機関の得意とするところであり、教育機関が医療・福祉等の機関以上の役割を果たせないことをしっかりと認識して、それらの機関との連携を行うべきである。

特殊教育センターは、教育、特に学校教育を対象とするものである。従って、幼児期から青年期までの成長途上の大部分時期をカバーする。また、学校教育法等に規定されている教育目的と内容に関する事項については、当然のことながら得意分野である。さらに、就学指導についても医療福祉労働等の機関との連携を必要とするが、特殊教育センターの得意分野にあたる。

逆に、出生から早期の時期の課題に関しては、医療福祉機関の得意分野である。最近は、障害者の生涯学習が強調されてきてはいるが（21世紀の特殊教育の在り方に関する最終報告、平成13年1月、21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議）、この分野に関しては医療福祉機関の蓄積してきているノウハウは多大なものがある。次に、学校教育終了後の人生に関しては、医療福祉機関に加えて、労働関係機関の役割と実績が大きい。さらに、障害者及び保護者の居住する地域での対応に関しては市町村等の行政機関の役割と実績も無視できないものである。

この様に考えてくると、「ライフサイクルに応じた一貫性のある教育相談支援—家庭養育から学校教育に至る教育相談活動を中心に—」というテーマの下で、支援システムを考えるにあたって、特殊教育センターの果たすべき役割は、これまで強調してきているように「学校教育に関する教育相談」に特化すべきであるということになる。その上で、関係諸機関との密接な連携をはかるべきである。そうしてこそ、特殊教育センターの機能が十全に発揮できると考えられる。

4. ネットワークを構築していく際の一般的配慮

公式的なシステムとして構築することが必要である。ネットワークには、個人的ネットワークと組織間の公式的ネットワークがある。特殊教育関係の現在のネットワークでは、これらの2種類のネットワークが混在している。個人的ネットワークであれば、担当者の移動によって簡単に消滅したり機能しなくなってしまう恐れがある。各機関のネットワークは個人的つながりにとどまってはいけない。もちろん、公式的システムとしてのネットワークをいかに機能的に運用するかはそのシステム内の個々人に負う部分が多い。しかし、ネットワークそのものは公式的システムとして構築すべきである。そのためには、ネットワークを構成する各機関のトップ会談と合意が必要である。さらに、ネットとワークに関する協定、覚え書き等を作成することが必須条件である。またその中で役割分担を明確にすることも必要である。

参考文献等

1. 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（2002）今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ案）
2. 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議（2001）21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）
3. 文部科学省（1999）盲学校、聾学校及び養護学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 高等部学習指導要領